

奈良県立特別支援学校体育館空調設備賃貸借事業（明日香養護学校・大淀養護学校）  
公募型プロポーザル募集要項

1. 業務名

奈良県立特別支援学校体育館空調設備賃貸借事業（明日香養護学校・大淀養護学校）

2. 業務目的

昨今の猛暑により、夏季の体育館内は非常に高温多湿な状態であり、体育の授業や学校行事時の熱中症リスクが高まっている。児童・生徒が安心安全な学校生活を過ごすためにも、体育館への空調整備は喫緊の課題である。

そこで、奈良県内の特別支援学校に早期に空調設備を整備し、県立学校の教育環境を改善することを目的とする。

3. 業務内容（詳細は仕様書に記載）

4. 履行場所

(1)明日香養護学校（高市郡明日香村川原4 1 0）

(2)大淀養護学校（吉野郡大淀町下淵4 1 4 - 1）

※どちらも避難所指定されている。

5. 工事期間及び賃貸借期間

工事期間 令和8年7月1日から令和9年2月28日まで（予定）

賃貸借期間 令和9年3月1日から令和13年3月31日まで（予定）

※空調設備供用開始前に、試運転調整を実施すること。また、試運転調整記録を作成し、発注者に提出して確認を得ること。なお、試運転調整結果がメーカー基準値等の判定基準を満足していない場合は、適切な是正処置を講じること。

6. 提案上限額

74,464,500 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

**※ この契約は長期継続契約として締結するため、令和9年度以降の歳出予算が措置されなかったとき又は減額されたときは、契約を変更又は解除する場合があります。この場合においても、本事業の契約に係る公募型プロポーザルに要した経費及び準備期間に発生した経費を請求することはできません。**

7. 参加資格要件

参加者は単独企業とし、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書兼参加資格確認申請書の提出日から審査結果の通知日までの期間に、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）
- (4) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成 12 年 4 月 1 日以降に民事再生法第 21 条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。（再生計画認可の決定を受けた者を除く。）
- (6) 銀行の取引停止又は差押えを受けていない者であること。
- (7) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 12 月 27 日奈良県告示第 425 号）による競争入札参加有資格者のうち、営業種目「O1」（賃貸業務）に登録している者であること。なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、技術提案書等の提出時まで資格者の登録を終えていることを条件とする。入札参加資格を得るために必要な書類等は、次に示す部署に問い合わせること。  
〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地  
奈良県会計局総務課調達契約係（奈良県庁主棟 1 階）  
電話番号 0742-27-8908（直通）
- (8) 「11. 現地視察会の開催」に定めた現地視察会に参加する者であること。
- (9) 過去 15 年間（2011 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）に、国又は地方公共団体との間で、学校施設（普通教室、特別教室、体育館のいずれか）における空調設備賃貸契約を締結し、これを誠実に履行した者であること。

## 8. 参考図面の閲覧

「11. 現地視察会の開催」時に各校で閲覧できるものとする。

## 9. 募集及び選定スケジュール（予定）

内容	日時
募集要項等の公表	令和8年4月24日（金）
参加申込書類の提出期限	令和8年5月8日（金）午後5時
質問受付開始	令和8年5月21日（木）
現地視察会	令和8年5月15日（金）・18日（月）・ 19日（火）・21日（木）・22日（金）・ 25日（月）
質問受付期限	令和8年5月26日（火）午後4時
質問に対する回答	令和8年6月2日（火）
技術提案書等の提出期限	令和8年6月12日（金）午後5時
プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和8年6月3週目のうちいずれかの日
審査結果の通知（発送）	令和8年6月23日（火）
契約締結	令和8年6月29日（月）

※現地視察会の5月25日（月）は予備日。

## 10. 参加申込書類等の受付

### （1）提出期限

令和8年5月8日（金）午後5時まで

### （2）提出先

「19.（10）担当部署」に同じ

### （3）提出方法

持参または郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る）

### （4）提出物

①参加申込書兼参加資格確認申請書（様式1） 2部（正本1部、副本1部）

②会社概要書（様式2） 2部（正本1部、副本1部）

③業務実績書（様式3） 2部（正本1部、副本1部）

・「7. 参加資格要件（9）」に当てはまる実績のみを記載すること。

・記載できる実績は最大10件とし、契約金額の高い順に記載すること。

・契約金額欄には月額、年額ではなく、契約総額を記載すること。

・業務実績の根拠資料として、記載した実績の契約書の写し（正本1部、副本1部の計2部）を添付すること。なお、契約件名、発注者、受注者、契約期間及び契約総額の確認ができる部分のみの添付で構わない。

・本業務実績は、選定審査の評価対象とする。

④現地視察会参加申請書（様式4・様式4別紙） 2部（正本1部、副本1部）

⑤（「7. 参加資格要件（7）」に関して、新たに入札参加資格を得ようとする者のみ）

奈良県会計局に提出した「競争入札参加資格審査申請書」の写し 1部

⑥（電子契約を希望する者のみ）

電子契約同意書兼メールアドレス確認書

（5）提出物に関する共通事項

- ・提出書類の用紙の大きさは、原則としてA4縦（片面印刷）とすること。
- ・各様式に記載する文字の大きさは、10.5ポイント以上とすること。ただし、図・表内の文字はこの限りではない。
- ・記入欄が不足する場合は、適宜追加して提出すること（A4、1枚以内）。
- ・本プロポーザルの審査は、提案者名を伏せて行う予定のため、各副本には提案者を特定できる表示（会社名、住所、ロゴマーク等）をしない、または塗りつぶして判読できないようにすること。
- ・「（4）提出物①～③」について、副本のPDFデータを電子メール（ファイル添付）にて提出すること。
- ・「（4）提出物⑥」について、データ（Word形式）を電子メール（ファイル添付）にて提出すること。

E-mail: [gakkos@office.pref.nara.lg.jp](mailto:gakkos@office.pref.nara.lg.jp)

※電子メールの件名は「【会社名（略称可）】参加申込書類等の副本PDFデータ」、「【会社名（略称可）】電子契約同意書兼メールアドレス確認書のデータ」と記載し、送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。

（6）留意事項

参加申込書類等を提出した事業者に対し、参加資格確認通知書を送付する。なお、参加資格を有しないと判断した事業者は、「11.現地視察会の開催」に定めた現地視察会に参加できない。

## 11. 現地視察会の開催

本業務への参加を予定している事業者を対象に、現地視察会を開催する。

（1）対象施設

「4. 履行場所」に同じ

（2）実施概要

①日程

令和8年5月15日（金）・18日（月）・19日（火）・21日（木）  
・22日（金）・25日（月） ※25日（月）は予備日

②視察対象

体育館、外回り、分電盤、受変電設備、ガス供給の状況等を視察対象とする。  
（所要時間は1時間程度を想定している。）

（3）参加申込方法

- ・「10. (4) 提出物」を作成の上、「19. (10) 担当部署」へ持参または郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る）すること。
- ・申込は本業務参加を予定している事業者の代表者が行うこと。
- ・申込期間は令和8年5月8日（金）午後5時までとする。
- ・各学校で1つの時間帯に受け入れることができる参加者は、5名までとする。
- ・現地視察の詳細日時等は令和8年5月14日（木）までに電子メールにより連絡する。

#### (4) 留意事項

- ・学校の敷地内は全面禁煙となっている。（近隣・周辺についても禁煙のこと）。
- ・視察者は、各開催日で最初に参加する学校の集合場所にて名刺を提出すること。  
なお、教職員等から身分証明書の提示を求められた場合は提示すること。
- ・学校の教育活動等に支障のないよう留意すること。
- ・資料、上履きなど、視察時に必要なものは各自用意すること。
- ・視察にあたって県または教職員等から指示があった場合は、指示内容に従うこと。
- ・現地視察会における写真撮影は可能とするが、児童・生徒や教職員等を含む撮影は禁止とする。また、教職員等より別途撮影を禁止する旨の指示があった場合は、指示内容に従うこと。なお、撮影した写真は本事業以外に使用しないこと。
- ・質問の時間は設けない。また、教職員等にも質問を行うことを禁止する。なお、現地視察会による質問がある場合は、募集要項等に関する質問の受付期間に提出すること。
- ・対象施設の駐車場には限りがあるため、駐車可能台数は最大3台までとする。
- ・発熱があるなど体調不良の方は参加しないこと。
- ・参加資格確認通知書（写しでも可）を持参すること。

## 12. 質問の受付及び回答

質問の受付については次のとおりとする。

### (1) 受付期限

令和8年5月26日（火）午後4時まで

### (2) 質問先

「19. (10) 担当部署」に同じ。下記 E-mail アドレスに送信すること。

E-mail: gakkos@office.pref.nara.lg.jp

### (3) 受付方法

募集要項等に関する質問書（様式5）に記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。

※電子メールの件名は「【会社名（略称可）】募集要項等に関する質問」と記載し、送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。

※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

(4) 回答方法

令和8年6月2日(火)に奈良県教育委員会事務局 学校支援課ホームページで回答する。

※質問者名は公表しない。

13. 技術提案書等の受付

(1) 提出期限

令和8年6月12日(金)午後5時まで

(2) 提出先

「19.(10)担当部署」に同じ

(3) 提出方法

持参または郵送(郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る)

(4) 提出物

- ①技術提案書(様式6-1) 2部(正本1部、副本1部)
- ②業務実施計画(様式6-2) 2部(正本1部、副本1部)
- ③品質管理及び設置方法(様式6-3) 2部(正本1部、副本1部)
- ④安全対策・現場への配慮(様式6-4) 2部(正本1部、副本1部)
- ⑤提案価格書(様式7) 2部(正本1部、副本1部)

(5) 提出物に関する共通事項

- ・提出書類の用紙の大きさは、原則としてA4縦(片面印刷)とすること。
- ・各様式に記載する文字の大きさは、10.5ポイント以上とすること。ただし、図・表内の文字はこの限りではない。
- ・記入欄が不足する場合は、適宜追加して提出すること(A4、1枚以内)。
- ・本プロポーザルの審査は、提案者名を伏せて行う予定のため、各副本には提案者を特定できる表示(会社名、住所、ロゴマーク等)をしない、または塗りつぶして判読できないようにすること。

14. 審査方法及び結果通知

- (1) 本プロポーザルの審査は、「奈良県立特別支援学校体育館空調設備賃貸借事業(明日香養護学校・大淀養護学校)事業者選定委員会設置要綱」により構成される選定委員会において実施することとする。
- (2) 技術提案書等の審査(プレゼンテーション及びヒアリング)は、「奈良県立特別支援学校体育館空調設備賃貸借事業(明日香養護学校・大淀養護学校)事業者選定委員会」により、次の評価項目について採点を行う。

- ① 事業実施に関する項目
  - ② 整備内容に関する項目
  - ③ 価格に関する項目
- (3) 提出のあった技術提案書等について、プレゼンテーション及びヒアリングを令和8年6月3週目のいずれかの日に行うことを予定している。開始時刻、実施場所等の詳細は対象者へのみ通知する。
- (4) 審査実施時間は1者につき30分以内とし、プレゼンテーションを10分程度、ヒアリングを15分程度で行う。
- (5) プレゼンテーションは、提出した技術提案書を用いて行うこと。新たな資料の提示は認めない。
- (6) 選定委員会は、別紙の「奈良県立特別支援学校体育館空調設備賃貸借事業（明日香養護学校・大淀養護学校）に係る評価基準」に基づき、審査を行い、最も評価の高い事業者を契約候補者として選定する。また、契約候補者以外の者についても、総合得点順に順位付けを行う。
- ただし、総合得点が一定の基準（満点（100点×審査する委員数。以下同様）の6割をいう。以下同じ。）に達しない場合は、契約候補者及び順位付けの対象としない。同点で複数の最高得点者が出た場合は、「整備内容に関する項目－事業実施に関する項目－価格に関する項目」の順で、全選定委員による評価点の総合得点の高い者を契約候補者とする。審査参加者が1者の場合は、各選定委員の評価点の6割以上かつ選定委員会の合議により認められた場合は、当該審査参加者を契約候補者とする。
- (7) 審査結果は審査参加者全員に文書で通知し、奈良県教育委員会事務局 学校支援課ホームページにおいても公表する。

## 15. 契約の締結

### (1) 契約の締結

県は、審査の結果、契約候補者として特定された者と事業内容等について協議の上、奈良県契約規則に基づき、速やかに契約を締結するものとする。

なお、審査の結果を踏まえ、提案内容の変更を求めることがある。

ただし、選定委員会で契約候補者として特定された者との協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった者（各選定委員の総合得点の6割以上かつ選定委員会の合議により認められた場合）と同様の手続きを行うこととする。

### (2) 契約の保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の契約保証金を契約締結時に納付することとする。ただし、契約者が奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項の各号に該当する者であるときは、契約保証金を免除する。

- (3) 支払方法  
詳細は仕様書に記載
- (4) 契約書  
契約候補者として特定された者に対して別途作成・提示する。
- (5) 電子契約の可否  
可とする。電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を「10. (4) 提出物」と合わせて提出すること。

## 16. 契約の不締結

契約候補者が契約締結までの間に次に掲げるいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除く。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

## 17. 契約の解除

契約締結後、契約者について16. (1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団若しくは暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出な

かったと認められるとき、技術提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかとなったとき、正当な理由なく一定期間業務を履行しないときは、契約を解除することがある。この場合、契約者は、損害賠償金を納付しなければならない。

#### 18. 失格に関する事項

次に掲げるいずれかに該当する場合は失格とする。なお契約候補者決定後において、当該契約候補者が失格となる応募を行っていたことが判明した場合には、決定を取り消す。

- (1) 「7. 参加資格要件」に定めた資格が備わっていない場合
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- (3) 提出書類の提出期限を過ぎた場合
- (4) 「6. 提案上限額」に定めた提案上限額を超える提案価格書が提出された場合
- (5) プレゼンテーション・ヒアリングに不参加の場合
- (6) 同一の応募事業者から2通以上の提出書類が出された場合
- (7) 提出書類に必要な記名押印のない場合
- (8) 金額その他主要事項（事業の内容が把握できない項目）の記載が不明確な場合
- (9) そのほか不正の行為があった場合

#### 19. その他

- (1) 参加申込書兼参加資格確認申請書（様式1）を一度提出した者が参加を辞退する場合は、プレゼンテーション・ヒアリングの実施日までに参加辞退届（様式8）1部を持参または郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る）により、「19. (10) 担当部署」まで提出すること。
- (2) 書類の作成及び提出に伴うすべての費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における提出書類の差替や再提出は認めない。
- (4) 提出された書類は、選定を行う作業に必要な範囲で複製する場合がある。
- (5) 電子メール等の通信事故や郵便事故については、県はいかなる責任も負わないものとする。
- (6) 提出書類の著作権は、作成者に帰属する。ただし、契約候補者選定過程及び契約者決定等を目的とする場合は、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出された書類は、提出期限以降については変更できないものとし、また、返却しないため、県の責任において保管又は処分するものとする。
- (8) 本要項を含む資料及び本プロポーザルにおいて入手した情報等を、本プロポーザルの目的以外に使用してはならない。また第三者に漏らしてはならない。
- (9) 参加者は、参加申込書兼参加資格確認申請書（様式1）の提出をもって本要項の

内容を承諾したものとみなす。

(10) 担当部署（問い合わせ先・書類提出先）

〒630-8502 奈良市登大路町30番地（奈良県庁東棟2階）

奈良県教育委員会事務局 学校支援課 長寿命化整備係

電話番号 0742-27-8979（直通）

※平日午前9時から午後5時まで